

附帯決議案提出書

議案第 79 号「損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に
関することについて」に対する附帯決議（案）

附帯決議案を、横手市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

平成 30 年 6 月 15 日

提出者 高橋 和樹

賛成者 青山 豊

寿松木 孝

小野 正伸

木村 清貴

佐藤 清春

山形 健二

立身万千子

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

霊柩車の運行業務廃止の方針はやむを得ないものとするが、市民に不便を強いている西部斎場の施設整備の方針提示を早急に求めるものである。

議会議案第 2 号

議案第 79 号「損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関する ことについて」に対する附帯決議

西部斎場は雄物川、大森、大雄地区の火葬施設として昭和 43 年 11 月から利用されてきた施設である。また、霊柩車の運行については昭和 40 年代当時、西部地区に霊柩車を運行できる葬祭業者がいなかったことから、直営での運行を行ってきた経緯がある。

今般、西部斎場の霊柩車が交通事故により運行ができなくなったことから、直営による霊柩車の運行業務を廃止する方針を市では示している。東部斎場、南部斎場では霊柩車の運行業務を行っていないため、他地区との公平性や民間葬祭業者とサービスが競合しているという実情もあるため、その判断はやむを得ないものとするが、現在の西部斎場は平成元年に供用が開始され 30 年が経過しており、施設の老朽化に加え狭小な駐車場など、他の斎場に比べ著しく利用者に不便を強いている状況であり、霊柩車運行は他の斎場との施設面の差を補う側面も否定できないものであった。

西部斎場は市の財産経営推進計画いわゆる FM 計画では「長寿」に分類されているが、霊柩車運行を止めるのであれば、施設の更新を含めた抜本的な対策を合わせて早急に示すべきである。

加えて、斎場の人員体制として、非常勤職員 2 人で行っている体制にも十分なのかという懸念がある。非常勤職員は火葬業務のほか、施設の除雪や機器の維持管理、霊柩車の運行業務を日々 2 人でこなさなければならないという、非常に過酷な労働状況に置かれている。火葬というご遺族に対してデリケートな業務を行う体制としては、疑問に感じざるを得ない。

以上のことから、議案第 79 号「損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて」の可決にあたり、以下の事項について速やかな対応を強く求める。

1. 西部斎場の施設整備の方針を早急に示すこと。
2. 斎場業務に従事する非常勤職員の労働状況を調査し、負担軽減のために必要な対策を行うこと。

以上、決議する。

平成 30 年 6 月 20 日

横手市議会